

平成 30 年定例会 9 月定期議会 教育民生常任委員会調査報告書

○委員会報告（6月13日）……………-3-

- 所管事務調査
1. 6月定期議会上程議案について<教育委員会>
 2. 6月定期議会一般会計補正予算（第1号）について<教育委員会>
 3. その他（石越高森公園（パークゴルフ場）の整備状況について）

○委員会報告（6月14日）……………-6-

- 所管事務調査
1. 平成29年度病院事業会計継続費繰越事業について
 2. 病院事業会計補正予算（第1号）について
 3. その他（平成29年度病院事業決算状況等について）
 4. 6月定期議会上程議案について<市民生活部>
 5. 6月定期議会一般会計補正予算（第1号）について<市民生活部>
 6. 6月定期議会国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
 7. 6月定期議会介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 8. がん患者医療用ウィッグ購入助成事業について
 9. 体調不良児対応型病児保育事業について
 10. 障害者計画・第4期障害福祉計画の総括について

○委員会報告（7月9日）……………-19-

- 所管事務調査
1. 登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
 2. 病院事業会計補正予算（第2号）について

○委員会報告（8月10日）……………-21-

- 所管事務調査
1. 小中学校等再編構想について
 2. 陸上競技場整備事業について
 3. パークゴルフ場整備事業について

○委員会報告（8月21日）……………-31-

- 所管事務調査
1. 議会による事務事業評価（委員評価）について

○委員会報告（8月23日）……………-32-

- 所管事務調査
1. 議会による事務事業評価（委員会評価）について

○委員会報告（8月27日）……………-36-

- 現地調査
1. 第7次宮城県地域医療計画について

平成 30 年 10 月 3 日
教育民生常任委員会

教育民生常任委員会報告書（要点記録）

- 1 期 間 平成30年6月13日（水） 午後3時00分～午後4時35分
- 2 場 所 登米市役所迫庁舎 第2委員会室
- 3 事 件
 - （1）6月定期議会上程議案について（教育委員会）
 - （2）6月定期議会一般会計補正予算（第1号）について（教育委員会）
 - （3）その他（石越高森公園（パークゴルフ場）の整備状況について）
- 4 参 加 者 委員長 八木 しみ子、副委員長 工藤 淳子、
委 員 岩渕 正弘、佐藤 千賀子、日下 俊、伊藤 吉浩、中澤 宏、
浅田 修、沼倉 利光

（教育委員会）教育長 高橋 富男、教育部長 大柳 晃、
次 長 佐藤 嘉浩、次長兼学校教育管理監 及川 幸男、
教育総務課長 小林 和仁、学校教育課長 遠藤 貞、
生涯学習課長 日野 幸紀、教育総務課課長補佐 佐々木 清晴
（建設部）部 長 首藤 正敏、次 長 千葉 清、
営繕課長 千葉 伸一、営繕課営繕係長 杉田 将幸

（議会事務局）主事 高橋 秀人
- 5 概 要 別紙のとおり

(別紙)

(1) 6月定期議会上程議案について(教育委員会)

①長沼ボート場クラブハウス条例の制定について

○概要

登米市長沼ボート場クラブハウスの設置及び管理について、地方自治法第244条の2第1項の規定により、条例を制定するもの。

②財産の取得について

○概要

学習用机・椅子については「教育施設備品(学習机・椅子)整備計画」に基づき、平成27年度から計画的に登米市立小中学校の更新が行われてきた。

学習用机については、登米市の自然の育みに触れながら学習してもらうことを目的として、登米市産材であるナラ間伐材を材料とした「間伐材活用学習机ナラ天板」を使用しており、「市町村総合補助金(みやぎの木やすらぎ空間確保対策事業)」の対象事業となっている。

平成30年度は、登米市立佐沼小学校の更新を行うもの。

- 1 契約の目的：登米市立佐沼小学校学習机・椅子購入
- 2 契約の方法：指名競争入札
- 3 契約の金額：27,864,108円
- 4 契約の相手方：宮城県登米市迫町佐沼字中江四丁目13番地3
有限会社 川内事務機 代表取締役 猪股 育夫

(2) 6月定期議会一般会計補正予算(第1号)について(教育委員会)

○概要

教育委員会所管の事業に係る6月補正の内容について調査を行った。

【主な内容】

長沼ボート場クラブハウス管理等管理経費 補正額 8,506千円

「ボートのまち登米市」として、ボート競技をはじめ、長沼ボート場周辺を利用したスポーツ・レクリエーションの振興と、東京オリンピックボート競技参加国の事前合宿誘致につながる拠点施設として長沼ボート場クラブハウスが利用開始となる。

このことから、平成30年度の管理経費及び東京オリンピックボート競技の事前合宿誘致に向けたPR活動の一環と、当該施設の利活用に拍車をかけるため、オープニング

セレモニー等の経費を補正するもの。

- ①施設管理経費 7, 335千円
(需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金)
- ②オープニングセレモニー経費 1, 171千円
(報償費、需用費、委託料)

(3) その他 (石越高森公園 (パークゴルフ場) の整備状況について)

○概要

石越高森公園 (パークゴルフ場) の整備状況について説明を受けたもの。

①芝生の標準的な作業量と登米市の気温分布について

今回施工する張芝の面積が合計で概ね12,000㎡であるので、1日当たりの作業量を500㎡として、24日程度の日数が必要となる。この日数に、休日や天候などの影響による不測の不稼働日等を見込み、計画工程では約1か月半の作業日数としている。

芝植えを行う期間を8月下旬から10月上旬までとしており、登米市の平均気温分布では、寒地型芝生の成長が止まる気温5度を下回るのは12月以降であり、芝植え完了後の初期育成から活着までに必要な約40日間の期間の確保は可能な計画工程となっている。

②工事内容の一部変更について

当初計画において、パークゴルフ場と遊園地の境界部分については、低木の立木により仕切りを行う予定としていたが、仕切りとして枝葉が成長するまでに、およそ2年から3年要すること、また維持管理の手間や管理費用等を考慮し、フェンスにより仕切りを行う方法に工事内容を変更する。併せてフェンスにより仕切りを行った部分と並行して歩行路を設け、パークゴルフ場利用者はコース内を移動する形とし、遊園地部分を歩行することのないよう施設の分離措置を図る。

なお、フェンス及び歩行路の設置に伴う工事費の変更契約は伴わない形で対応する。

教育民生常任委員会報告書（要点記録）

1 期 間 平成30年6月14日（木） 午前10時30分～

2 場 所 登米市役所迫庁舎 第2委員会室

3 事 件

- (1) 平成29年度病院事業会計継続費繰越事業について
- (2) 病院事業会計補正予算（第1号）について
- (3) その他（平成29年度病院事業決算状況等について）
- (4) 6月定期議会上程議案について（市民生活部）
- (5) 6月定期議会一般会計補正予算（第1号）について（市民生活部）
- (6) 6月定期議会国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- (7) 6月定期議会介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- (8) がん患者医療用ウィッグ購入助成事業について
- (9) 体調不良児対応型病児保育事業について
- (10) 障害者計画・第4期障害福祉計画の総括について

4 参 加 者 委員長 八木 しみ子、副委員長 工藤 淳子、
委 員 岩渕 正弘、佐藤 千賀子、伊藤 吉浩、中澤 宏、浅田 修、
沼倉 利光

(市民生活部) 部長 佐藤 浩、次長兼少子化対策推進監 加藤 均、
次長兼福祉事務所長 鈴木 文男、環境事業所長 末永 隆、
市民生活課長 金澤 正浩、市民生活課課長補佐 高橋 正博、
環境課長 浅野 之春、健康推進課長 佐々木 秀美、
クリーンセンター所長兼衛生センター所長 小野寺 友生
国保年金課長 伊藤 幸太郎、生活福祉課長 岩渕 治、
長寿介護課長 永浦 広巳、子育て支援課長 小野寺 悦子

(総務部) 次長兼税務課長 高橋 洋

(医療局) 病院事業管理者 大内 憲明、次長兼経営管理部長 千葉 勝範、
参与 千葉 雅弘、
経営管理部次長兼登米市民病院事務局長 佐藤 豊、
総務課長兼登米市民病院事務局次長 千葉 裕樹、
医事課長兼登米市民病院事務局次長 照井 正樹、

総務課副参事兼課長補佐 武田 康博、総務課課長補佐 遊佐 昭文、
企画課財政係長 小野寺 義和、
米谷病院事務局事務長兼上沼診療所事務局事務長 高倉 隆、
豊里病院事務局事務長兼豊里老人保健施設事務局事務長兼
津山診療所事務局事務長兼登米市訪問看護ステーション事務局
事務長 高橋 孝規、
登米診療所事務局事務長兼よねやま診療所事務局事務長
畠山 知之

(議会事務局) 主事 高橋 秀人

5 概 要 別紙のとおり

6 所 見 別紙のとおり

(別紙)

(1) 平成29年度病院事業会計継続費繰越事業について

○概要

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、継続費繰越計算書の報告があったもの。

米谷病院建設事業

継続費の総額	4,026,000,000円
平成29年度継続費予算現額	1,139,498,160円
支払義務発生(見込)額	564,702,490円
翌年度繰次繰越額	574,795,670円

(2) 病院事業会計補正予算(第1号)について

○概要

病院事業に係る6月補正の内容について調査を行ったもの。

【主な内容】

医療情報システム導入事業(米谷病院電子カルテ等) 補正額 275,000千円
(債務負担行為)

医療情報システム導入事業(登米市民病院電子カルテ等)

期間 平成31年度 限度額 508,300円

医療サービスの質の向上を図るため、電子カルテシステム等を導入し、患者サービスの向上と診療業務の改善、医療業務の効率化・迅速化に向けた取り組みが進められてきた。既に、市民病院をはじめとした4施設に導入されているが、システムの統一や施設間ネットワーク構築による患者情報の共有までには至っていない。

今後は、未導入施設へのシステム導入及び導入済施設の更新を行うにあたり、施設間での情報共有、操作性の標準化等に向け、システムの統一化が図られていく。

登米市民病院受変電設備機器改修 補正額 13,766千円

病院施設は、患者の命を預かる重要な施設であり、特に電気設備は、医療機器・設備を安全・適正に運用するために重要な設備であることから、緊急的に老朽化した電気設備機器の更新を実施し、患者等利用者及び職員の安全の確保と安定した医療サービス提供の確保が図られる。

①機器交換工事

真空遮断器（V C B） 9台

真空遮断器（V C B） グリース注入 6台

②仮設電源工事

厨房、ボンベ庫、検査室、各階コンセント、地下電気室

(3) その他（平成29年度病院事業決算状況等について）

○概要

平成29年度登米市病院事業決算状況（病院別）について

■資金不足の状況

（単位：千円）

項 目	病院事業合計
当該年度資金収支（Ⅰ）	△488,007
前年度末残高（Ⅱ）	2,613
会計制度改正影響額（Ⅲ）	△267,392
当年度末資金不足額（（Ⅰ）＋（Ⅱ）＋（Ⅲ））	△752,786
資金不足比率（資金不足額／医業収益）	△12.7%

このままの状況が続くと、資金不足比率が20%を超える危険性がある。その場合には、大きなペナルティとして経営健全化計画の策定が義務付けられる。しかし、計画を策定しても不許可になる可能性があり、ひいては県知事からの病院指定の取り消しにまで至ることが危惧される。

3病院統合、市民病院の強化をいまのうちから図らなければ、間に合わないということが、上記の数字から見て取れる。

【地方債許可制移行基準】

地方財政法上の資金不足比率が地方債許可制移行基準(10%)を超えると、地方債発行の際に「資金不足等解消計画」を策定し、県の許可を受けなければならない。

【経営健全化基準】

財政健全化法の資金不足比率が経営健全化基準(20%)を超えると、「経営健全化計画」を策定し、議会の議決を経て、県の許可を受けなければならない。

■ 累積欠損金について

累積欠損金は、合併時に旧町の病院・診療所から引き継いだ累積欠損金が 5,292 百万円 (①) で、その後、診療報酬の減額改定や医師不足、会計基準の見直しによる引当金の計上義務化などによる影響で、年々赤字が増加し、平成 29 年度末における累積欠損金は 15,102 百万円 (②) となっている。

しかし、公営企業会計上、病院建設や医療機器などの施設整備に要した現金支出（建設改良費）については、損益計算（費用）として計上されず、耐用年数での配分により後年度に減価償却費として費用化される。これは、毎年度の損益計算で原価償却費分を含めて収支を黒字化することで、事業運営による料金収入を通じて施設整備に要した資金（資本）を回収し、将来、施設の耐用年数が経過した際の更新に要する資金を内部に留保することが求められているからである。つまり、累積欠損金は毎年度の損益計算における赤字の累積額であり、全てが負債（借金）ということではない。

すなわち、累積欠損金 15,102 百万円には、各年度における現金を伴わない減価償却費などを含んでおり、過去に投資した施設整備費（建設改良費）について、各年度の料金収入を通じて回収することができなかったことを意味する。

なお、平成 26 年度の会計基準の見直しにより発生した退職給付引当金についても、全職員が退職した場合の給付額について事前に引当金として費用計上しておくものであり、減価償却費と同様に現金を伴わない費用となる。

【合併後の現金ベースでの累積欠損金（損益計算による推計額）】

(単位：百万円)

②平成 29 年度末 累積欠損金	—	①合併前 累積欠損金	—	③主な現金を 伴わない費用	=	現金ベースでの 累積欠損金
15, 102	—	5, 292	—	8, 321	=	1, 489

■基幹型臨床研修病院の指定に向けたスケジュール（工程表）について

年度	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修医に関する省令の一部を改正する省令				東北医科薬科大学 1期生学年
	条項	要件		申請手続き	
	第2, 5, (1)	実入院患者数 原則:3,000人以上 例外:2,700人以上※	所期臨床研修医 受入実績 2年間(24か月)		
H29	—	2,684人	通算14か月	—	2年生
H30	協力型病院申請 第2, 9, (2)	目標 3,000人以上	目標 3か月 (東北大病院) 通算17か月	大崎市民病院、医科薬科大病院に対しても、登米市民病院を協力型病院へ要請	3年生
H31	訪問調査申請 第3, 4, (2)	目標 3,000人以上	目標 7か月 通算24か月をクリア	大崎市民病院、医科薬科大病院からも研修医受入開始	4年生
H32	第2, 4, (1)	目標 3,000人以上	—	基幹型臨床研修病院申請へ	5年生
H33	—	医師臨床研修マッチング協議会へのマッチング参加			6年生
H34	—	—	—	基幹型臨床研修病院として初期研修医受入開始	初期研修 1年目

※入院患者が年間2,700人以上で東北厚生局への訪問調査申込が可能となる

上記スケジュールとともに、病院事業中長期計画の後半の、初年度である平成33年度にプライマリーバランスの黒字化を目指す。

(4) 6月定期議会上程議案について（市民生活部）

○概要

①報告第12号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に係る専決処分の報告について

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されたことに伴う本条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分されたので、同条第2項の規定により、議会に報告されるもの。

内容は、「登米市心身障害者医療費の助成に関する条例」、「登米市国民健康保険条例」及び「登米市後期高齢者医療に関する条例」の3条例の一部を改正するもの。

②報告第 16 号

登米市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

③報告第 17 号

登米市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

④報告第 21 号

登米市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により介護保険法（平成9年法律第123号）が改正され、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）が平成30年4月1日から施行されたことに伴う本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分されたので、同条第2項の規定により、議会に報告されるもの。

⑤報告第 18 号

登米市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により介護保険法（平成9年法律第123号）が改正され、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第30号）が平成30年4月1日から施行されたことに伴う本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分されたので、同条第2項の規定により、議会に報告されるもの。

⑥報告第 19 号

登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部を改正する内閣府令（平成30年内閣府令第4号）が平成30年4月1日から施行されたことに伴う本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分されたので、同条第2項の規定により、議会に報告

されるもの。

⑦報告第20号

登米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第46号）が平成30年4月1日から施行されたことに伴う本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分されたので、同条第2項の規定により、議会に報告されるもの。

(5) 6月定期議会一般会計補正予算（第1号）について（市民生活部）

○概要

市民生活部所管の事業に係る一般会計6月補正の内容について調査を行った。

【主な内容】

認定こども園等施設整備補助金 補正額 13,322千円

（仮称）東佐沼こども園施設整備事業に対し、国庫補助制度を利用した認定こども園等施設整備補助金を交付するもので、平成30年度国庫補助基準額の改定及び事業費の変更に伴い、補助金額の補正を行うもの。

- ・整備事業者：社会福祉法人のぞみ
- ・整備場所：登米市迫町佐沼字新駒木袋地内
- ・整備概要：迫中江保育所と東佐沼幼稚園を再編・統合した幼保連携型認定こども園を整備する
定員100人（保育所機能80人、幼稚園機能20人）
木造、一部2階建て、延床面積1,199.92㎡、園庭1,370㎡
- ・補助率：補助対象経費（補助基準額を上限）の4分の3
負担割合 保育所機能分 国2/3、市1/12、事業者1/4
幼稚園機能分 国1/2、市1/4、事業者1/4

幼保連携型認定こども園等施設整備支援補助金 補正額 11,565千円

認定こども園を整備する事業者に対し、制度補助に加え、市で独自に上乗せ補助を行い、施設整備を支援するもので、平成30年度国庫補助基準額の改定及び事業費の変更に伴い、補助金額を補正するもの。

- ・補助率等 制度補助金の補助対象経費から制度補助金の補助基準額を差し引いた額の4分の3。ただし、算出した額と制度補助金の合計が補助基準額を上回る場合は、補助基準額から制度補助金の額を差し引いた額とする。

(6) 6月定期議会国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○概要

市民生活部所管の事業に係る国民健康保険特別会計6月補正の内容について調査を行った。

【主な内容】

歳入補正予算のうち、国民健康保険税では、平成30年度課税所得の確定に伴い本算定を行うもので、算定に当たっては、県の方針に基づき賦課方式をこれまでの4方式から、資産割を除いた3方式に改め、あわせて被保険者の負担軽減を図るため、国民健康保険事業財政調整基金繰入金を2億8,332万円増額し、税率の引き下げを行うこととし、これにより国保税総額で2億7,825万1千円を減額する。

歳出補正予算では、保険給付費で、県から平成30年度給付見通しが示されたことから、当初予算において仮算定で計上していた額との差額3億2,768万5千円を減額し、あわせて事業費の決定に伴い国保事業費納付金等について、所要の補正を行うもの。

補正予算の総額は、3億2,304万円を減額し、国民健康保険特別会計予算総額を88億3,496万9千円とする。

(7) 6月定期議会介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○概要

市民生活部所管の事業に係る介護保険特別会計6月補正の内容について調査を行った。

【主な内容】

歳入補正予算については、歳出の地域支援事業費の補正を行うあたり、負担割合に応じた交付金を増額するもの。

歳出補正予算については、介護保険制度改正に伴う地域包括支援システムの改修に要する委託料を増額するもの。介護保険事業財政調整基金積立金について、今回の補正予算編成にともなう財源調整のため減額するもの。

補正予算の総額は、58万1千円を増額し、介護保険特別会計予算総額を101億9,349万7千円とする。

(8) がん患者医療用ウィッグ購入助成事業について

○概要

・がん患者の現状と対策の方向

就労可能年齢のうち、がんに罹患する数は増加傾向にあり、さらに医療の進歩により、罹患者の5年相対生存率は上昇してきている。そのことにより、がん治療を受けながら、就労や社会参加の両立が可能となっている。

そうした中において、がん治療により、脱毛などの外見の変化に悩みを抱え、就労や社会参加が可能でも、諦めてしまうがん患者も多い。

そういったことから、対策の方向性としては、がんになったとしても自分らしく生き生きと働くことができたり、がん治療による人材喪失の防止につなげることができたり、再就職のための就労支援の充実を図ることが望まれている。

・宮城県がん患者医療用ウィッグ購入助成事業費補助金について

宮城県がん患者医療用ウィッグ購入助成事業費補助金交付要綱（抄）

がん患者の治療と就労や社会参加等の両立を支援し、療養生活の向上を図るため、市町村が行うがん患者への医療用ウィッグ購入助成事業について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

- ・宮城県内に住所を有する者
- ・がんと判断され、その治療を受けた者又は現に受けている者
- ・がん治療に伴う脱毛により、就労や社会参加等と治療の両立に支障がある又は支障が出るおそれがある者
- ・市町村民税の所得割課税年額が304,200円未満の世帯の者
- ・過去に他の都道府県及び市区町村においてウィッグの購入に対する助成等を受けていない者

(補助対象経費)

- ・市町村が助成した医療用ウィッグ本体の購入経費
- ・助成単価の上限額は2万円又はウィッグ購入経費の2分の1のいずれか低い額とし、助成対象者1人あたり医療用ウィッグ1台とする

(交付する額)

- ・補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額とする。その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる

- ・今後の市の対応について

補助対象者の要件は県と同様としながら、実施に向けた検討を重ねていく。

○所 見

がん治療では、脱毛などの外見の変化に悩む人が多い。この医療用ウィッグ（かつら）は高額なものとなっている。今回、宮城県が購入助成事業として補助金を交付することになる。

本市では、これまでがん患者とその家族を支える支援団体がサロンを開いたり、ウィッグの無料貸し出しなどを行ったりしているが、その数は限られているとのこと。

隣接する栗原市では、すでに同様の事業が市独自事業として実施されている。本市でもがん患者は増加傾向にあるため、当該事業の1日も早い実施が望まれる。

(9) 体調不良児対応型病児保育事業について

○概 要

体調不良児対応型病児保育事業とは、すでに市で実施している延長保育事業や一時保育事業などと同様に、「子ども・子育て支援新制度」における地域子ども・子育て支援事業の病児保育事業の一つの類型であり、看護師等を配置し、在園児を対象として保育中に急な発熱など体調不良となった場合に緊急的な対応を行うもの。

市では、将来的に、在園児のみならず他の施設に在籍する児童についても対応可能で、病気の回復期にある児童が、集団保育が困難な期間において一時的に保育する病後児対応型病児保育事業の実施を目指しており、体調不良児対応型病児保育事業は、その取り組みの足がかりとして、今年度からの取り組みを予定しているもの。

- ・市の位置づけ

市が行ったニーズ調査の結果では、病児保育事業は、保護者ニーズが32.6%と、高い事業であったことから、登米市子ども・子育て支援事業計画に位置付けて推進していくこととしている。

- ・体調不良児対応型病児保育事業について

実施体制（要件）の整った民間保育所等を対象として、国の子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき補助金を交付し、保護者の子育てと就労等の両立の一助とし、多様化する保育ニーズへの対応、子育て支援施策の充実を図るもの。

看護師等の人件費等補助対象経費の10分の10以内の額とし、1か所あたり

4,371,000円を上限とする。

負担割合は、国1/3、県1/3、市1/3

○所 見

保育中に熱などを出して体調不良になった子どもに対し、看護師等を配置し、対応してくれるというのは、働く親にとってはとても助かると思う。

「熱を出す度、保育園から連絡が来るが、なかなか仕事の休みが取りづらい」という声をよく耳にする。

今回は、実施体制が整った民間保育所が対象ということだったが、こうした病児保育事業を実施する施設が市内にさらに増えていくよう検討されたい。

(10) 障害者計画・第4期障害福祉計画の総括について

○概 要

障害者計画は、「障害者基本法」に基づいた「障害者のための施策に関する基本的な計画」であり、「総合計画」を上位計画としながら策定するもの。

障害者福祉計画は、「障害者総合支援法」に基づいた「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」であり、障害福祉サービス等ごとの必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めたもの。

○登米市障害者計画・第4期計画障害福祉計画の検証による課題について

(1) 相談支援体制の見直しの必要性

高齢者福祉分野における相談支援体制に比べて地域資源が乏しく、また、障がい者の高齢化が進行していることも踏まえ、高齢者福祉分野と連携した地域資源の活用を図ることが必要。

(2) 緊急時の受入れ・対応の強化

介護者が急病等の緊急時において、障がい者の宿泊場所の確保が十分にできていない現状がある。また、障がい特性により対応できる事業所が異なることに加え、短期入所（ショートステイ）の定員が少ないため、必要時に利用できない場合も多い。

○登米市障害者計画・第5期計画障害福祉計画等への反映について

第4期障害福祉計画において抽出した課題の解決に向けて、アンケート調査による障がい者の意向把握に努めながら、本市の実情に応じた重点的な取組として、以下の三つの項目を柱として設定し、さらなる障がい者福祉施策の推進を図るもの。

(1) 相談支援体制の充実

市内9つの総合支所に併設されている地域包括支援センターに障がい者相談窓口を設置し、包括的な相談支援体制を構築するとともに、それらを統括する機関として基幹相談支援センターを福祉事務所に設置。関係機関とのネットワークを強化しながら相談支援体制の充実を図る。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者へのライフステージに応じた様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築する。

特に、課題である緊急時の受入れ・対応については、複数の事業所と緊急時に備えた協力体制の構築を行い、障がい者の生活を地域全体で支える体制を整備する。

(3) 障がいを理由とする差別の解消

障がいの有無に関わらず、共生社会の実現に向け、市民、民間事業者、障がい者当事者と連携しながら、差別に当たる具体的な事例を共有するなど差別解消に関する効果的な普及啓発に取り組む。

○所見

障がい者の自立支援の観点から、施設入所形態から地域内生活への移行に向け、就労支援などに取り組まれている。中でも市内では、障害や悩みを抱えている人に対し、自立できるように支援する「就労支援センター」や障害児通所支援事業の「放課後等デイサービス」など数か所が開設されている。

しかし、障がい児及び障がい者が地域で生活する状況は、まだまだ厳しいものがある。相談支援体制や緊急時の受入れ対応、地域全体で支えるサービス提供体制など、さらに具体的に進められたい。

教育民生常任委員会報告書（要点記録）

- 1 期 間 平成30年7月9日（月） 午前10時30分～午前11時40分
- 2 場 所 登米市役所迫庁舎 第2委員会室
- 3 事 件
 - （1）登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
 - （2）病院事業会計補正予算（第2号）について
- 4 参 加 者 委員長 八木 しみ子、副委員長 工藤 淳子、
委 員 岩渕 正弘、佐藤 千賀子、伊藤 吉浩、中澤 宏、浅田 修、
沼倉 利光
（医 療 局）次長兼経営管理部長 千葉 勝範、参与 千葉 雅弘、
経営管理部次長兼登米市民病院事務局長 佐藤 豊、
総務課長兼登米市民病院事務局次長 千葉 裕樹、
企画課長兼登米市民病院事務局次長 阿部 桂一、
医事課長兼登米市民病院事務局次長 照井 正樹、
総務課副参事兼課長補佐 武田 康博、企画課財政係長 小野寺 義和、
米谷病院事務局事務長兼上沼診療所事務局事務長 高倉 隆、
豊里病院事務局事務長兼豊里老人保健施設事務局事務長兼
津山診療所事務局事務長兼登米市訪問看護ステーション事務局
事務長 高橋 孝規、
登米診療所事務局事務長兼よねやま診療所事務局事務長
畠山 知之

（議会事務局）主事 高橋 秀人
- 5 概 要 別紙のとおり

(別紙)

(1) 登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○概 要

登米市立米谷病院において、本年8月から耳鼻咽喉科の診療を開始することに伴い、診療科目に「耳鼻咽喉科」を加えるため、本条例の一部を改正するもの。

(2) 病院事業会計補正予算（第2号）について

○概 要

病院事業会計補正予算（第2号）の内容について調査を行った。

【内 容】

患者送迎バス運行業務委託料 補正額 14,621千円

登米市立登米診療所休診に伴う、患者送迎バスの運行に要する費用として、1,462万円を補正するもの。

教育民生常任委員会報告書（要点記録）

1 期 間 平成30年8月10日（水） 午後1時30分～午後4時35分

2 場 所 登米市役所迫庁舎 第2委員会室

3 事 件

- (1) 小中学校等再編構想について
- (2) 陸上競技場整備事業について
- (3) パークゴルフ場整備事業について

4 参 加 者 委員長 八木 しみ子、副委員長 工藤 淳子、
委 員 岩渕 正弘、佐藤 千賀子、日下 俊、伊藤 吉浩、中澤 宏、
浅田 修、沼倉 利光

(教育委員会) 教育長 高橋 富男、教育部長 大柳 晃、
次 長 佐藤 嘉浩、次長兼学校教育管理監 及川 幸男、
教育総務課長 小林 和仁、学校教育課長 遠藤 貞、
生き生き学校支援室長 菅原 栄夫、生涯学習課長 日野 幸紀、
文化財文化振興室長 小野寺 和伸、
教育総務課課長補佐 佐々木 清晴

(建設部) 部 長 首藤 正敏、次 長 千葉 清、
営繕課長 千葉 伸一、営繕課営繕係長 杉田 将幸

(議会事務局) 主事 高橋 秀人

5 概 要 別紙のとおり

6 所 見 別紙のとおり

(別紙)

(1) 小中学校等再編構想について

○概 要

登米市立小中学校等再編構想の骨子（案）について調査を行った。

①基本的な考え方

市では、「児童が多様な考え方に触れ、切磋琢磨することで社会の形成者としての基本的資質を伸ばすことのできる学校」づくりを目指し、登米市小中学校再編基本方針の「適正規模・適正配置の考え方」に基づき、目安とする学校の適正規模や、学校施設の老朽化状況を、公共施設等総合管理計画などの関連計画との整合性を図りながら中長期的な視点で検討し、保護者や地域の理解と協力を得ながら望ましい教育環境の充実に努める。

適正配置・適正規模: クラス替えができる各学年2学級以上、小学校は旧町域に1校は配置、通学時間はスクールバスを活用し、概ね1時間以内を基本的な考え方とします。中学校も当面は町域毎の配置とするが、再編が必要となる場合は、町域を越えた再編を検討する。

②再編の進め方

再編を進めるにあたり、将来的な児童数の見通しを踏まえ、複式学級の解消をはじめとした適正規模の確保と、現有校舎の経過年数等を考慮した施設の有効活用を念頭に、早期に再編を進める必要がある地域の学校を選定する。また、新しい学校を創立するという考え方から、いずれかの校舎を利用する場合においても、「新設統合」を原則とする。

③地域別の再編方針

(ア) 地域（学校）別の状況（小学校）

児童数の推移と学級規模（複式学級及び学年単学級）の状況では、東和地域及び津山地域で児童数の減少率が高く、複式学級となる見通しであり、米山地域においても、同様の見通しとなる。また、校舎等施設の状況は、東和地域及び南方地域において耐用年数の2/3を超過した施設が多く見られることから、これらに該当する地域を「早期に再編が必要と思われる地域」と位置付ける。

(イ) 再編計画の期間

本構想の実施にあたっては、実施期間（10年程度）を前期及び後期に分けた計画とし、「前期計画」では、複式学級の解消と、校舎等の老朽化が進んだ小学校を保護者や地域の理解を得たうえで進める。また、「後期計画」では、将来的な児童・生徒数の見通しを見極めるとともに、前期計画の進捗状況や保護者等の意向を踏まえながら再編を進めることとする。なお、地域により中学校の再編を併せて進めることが妥当と判断される場合には、周辺地域も含めた再編を検討する。

④中学校の状況

大規模改修を実施しているものの、半数の校舎が耐用年数の2/3を超過しており、町域を超えた再編を検討する中で、計画的な建替え等を検討する必要がある。

〇所見

今般提示された登米市立小中学校等再編構想の骨子案は、①基本的な考え方、②再編の進め方、③地域別の再編方針が具体的に示されたが、継続調査とした。

今後、この骨子案をもとに地域の皆さんとの話し合いで、今年度中に各論を詰める計画との説明を受けた。

慎重にも早急に話し合い、円満によりよい結論が導き出されるよう期待する。

(2) 陸上競技場整備事業について

〇概要

登米市陸上競技場整備事業基礎調査及び登米市陸上競技場整備事業基礎調査業務報告書の概要について調査を行った。

①登米市陸上競技場整備事業基礎調査について

(ア) 調査の目的

施設の整備内容や建設候補地における整備課題の洗出し等を行うため、基礎調査業務を実施する。

(イ) 建設候補地の検討及び経過

i 建設候補地選定までの経過

上位計画である「登米市総合計画」、「登米市建設計画」に基づき、公認陸上競技場の整備に向けて、社会体育施設管理運営検討委員会において、調査及び検討を行い、スポーツ推進審議会（当時：スポーツ振興審議会）に諮問し、建設候補地の検討及び審議を行ってきた。

これまでの検討経過から、**中田総合体育館隣接地**が効果的であるとし、政策会議において、当該場所を第1候補地と決定し、基礎調査を行うことを決定した。

ii 中田総合体育館隣接地を第1候補地に選定して主な理由

A) 既存の体育施設との連携による生涯スポーツを支える中心的な役割への期待

隣接する連携可能な体育施設が多く、総合的な生涯スポーツの拠点施設としての役割が期待できる。また、悪天候時などの避難施設としての連携も可能である。

B) 利用の利便性

市内の小、中学校及び高校から第1候補地までの距離が10km以下である学校が多く、利便性が良い。(小学校12校/22校、中学校6校/10校、高校3校/3校)

C) 隣接する公共施設の駐車場を相互に利用することで事業費の圧縮が可能

既存の隣接する施設に整備されている駐車場が多く、連携した利用によって用地取得面積が少なくなると考えられ、事業を抑えることができる見込みがある。

D) 交通アクセス

国道や広域農道「そよ風ライン」に隣接しているほか、三陸自動車道登米ICからも近く、現在建設中のみやぎ県北高速幹線道路が完成すればアクセス性の向上が期待できる。

②登米市陸上競技場整備事業基礎調査業務報告書の概要について

(ア) 陸上競技場のコンセプト

i 各種スポーツ競技の競技力の向上

本格的な運動施設の導入によって、学校内部活動や各種スポーツ競技団体のトレーニング等を支援し、競技力の向上を推進する施設

ii 生涯スポーツの拠点施設の創出

周辺の公共施設と連携し、市民が身近にスポーツに親しみ、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、生涯にわたりスポーツに親しむことができる生涯スポーツを支える拠点となる施設

iii スポーツ交流の推進

親子や家族で楽しめるイベントや、子どもから高齢者まで多世代の参加者を対象とした各種のスポーツ交流大会を通じた交流人口の増加や地域の活性化を図る施設

iv スポーツを通じた健康増進

スポーツを楽しみながら適切に継続することで、生活習慣病の予防・改善や介護予防を通じて健康寿命の延伸を図るため、若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくりなどライフステージに応じた、市民の健康増進を支援する施設

(イ) 基礎調査業務の内容報告について

i 陸上競技場の整備内容の検討

登米市陸上競技場整備水準案

項 目		仕 様
概 要	① 全 体	競技力向上やスポーツ交流による交流人口促進の観点から走路等は第3種公認基準に準拠した案
	② 走 路 等	・400mトラック8レーン（障害物競争対応） ・インフィールドの多目的な対応
	③ 建 築 物	・加盟団体による競技会を想定した諸室機能
① 公認レベル		・第4種
② 1周の距離		・400m
③ 距離の公差		・+1/10,000 以内

④ 走 路	レ ー ン 数	・ 8レーン
	直 走 路	・ 1レーンの幅は1m220 で長さ115m
	曲 走 路	・ 1レーンの幅は1m220
⑤ 障害物競走設備		・3,000m障害物競争設備を設置 (学校部活動の支援を目的とする専門的な種目への対応)
⑥ 補助競技場		・なし
⑦ 各種跳躍場		・走り幅跳び・三段跳びの助走路2箇所・砂場は2箇所 ・棒高跳びの助走路・ボックスは2箇所
⑧ 各種投てき場		・砲丸投は1箇所以上 ・円盤投とハンマー投サークルは兼用型で箇所
⑨ 収容人員		・1,000人以上 (スタンドは、座席を設置しない盛土スタンド)
⑩ 更衣室		・本部棟に設置する
⑪ トレーニング場		・設置しない
⑫ 雨天走路		・設置しない
⑬ トラックとフィールドの舗装材		・全天候舗装
⑭ インフィールド		・天然芝(107m×71m) ※ピッチ105m×68m
⑮ 電気機器等の配管		・配線埋設型
⑯ 用器具庫		・1箇所以上で必要な規模
⑰ 浴場またはシャワー室		・設置する
⑱ 競技場の撤排水設備		・降雨直後の使用が可能 ・砂場、芝生等の管理に必要な数
⑲ 競技場と場外との境界		・明確な境界を設ける
⑳ 観覧席とトラックとの境界		・明確な境界を設ける
㉑ 競技場にて開催できる競技会の種別の標準		・加盟団体陸上競技選手権大会 ・対抗競技会等 【登米市の大会利用で想定される主要な大会】 登米市小学校陸上競技大会、登米市中学校陸上競技大会、登米市中学校駅伝競走大会、登米市中学校新人陸上競技大会、登米市陸上競技強化記録会

② 附帯施設（共通）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤整備（整地・ライフライン） ・ 照明設備 ・ 駐車場 100 台程度（大型 6 台、普通 100 台、身障者 2 台） ・ 競技場外構（園路・植栽） ・ 60mの幅 4 レーン分の直走路（ウォーミングアップ用）
------------	---

※「ピッチ」＝インフィールド内のサッカーなどで利用される芝部分

ii 地質（地盤）の状況

ボーリング調査解析結果のまとめ

ボーリング結果を基に盛土に対する沈下解析と地震時の液状化検討を行った。沈下解析では、ほとんどが盛土施行中に発生し、残留沈下量は発生しない結果となった。

液状化の影響については、地表から 2.8m～5.0mの層で、地震時に液状化を起こす可能性が高いと判定はあったが、上位に非液状化層が被覆するため、沈下など地表面に及ぶ影響は小さいとの結果であった。

また、当該計画エリアは、微地形区分（自然堤防、後背湿地）が複雑で、ボーリング 1 地点で評価するには広大であることから、今後、追加ボーリングを実施し、平面的に軟弱層の分布や層厚を把握することが重要であり、軟弱層の厚い箇所が認められた場合は、沈下及び安定解析を再検討することも必要となる。

iii 事業手法及び概算事業費

事業項目 敷地項目		事業手法	①都市計画 決定案	②将来的造成 を見込んだ 開発行為案	③開発行為案
敷地 内訳	【陸上競技場】 グラウンド、スタンド、 補助練習場、本部棟、用 具庫		22,070 m ²	22,070 m ²	22,070 m ²
	【その他施設】 駐車場、駐輪場、 車路、防災調整池、 園路等		16,380 m ²	15,130 m ²	14,700 m ²
	【緑 地】 広場、修景植栽地		16,550 m ²	9,800 m ²	9,230 m ²
敷地総面積			55,000 m ²	47,000 m ²	46,000 m ²
事業 費 内 容	委 託	基本設計、測量調 査、地質調査、実施 設計、各種事業認可 手続	157,432 千円	157,432 千円	157,432 千円
	用 地	用地取得 補償費(道路・水路)	308,880 千円	266,640 千円	260,304 千円
	工 事	競技施設整備、 建築、附帯設備、 土木(整地費)	2,089,412 千円	1,986,489 千円	1,971,307 千円
		備品等	90,957 千円	90,957 千円	90,957 千円
概算事業費計			2,646,681 千円	2,501,518 千円	2,480,000 千円
備 考			県と協議が必要	県と協議が必要	県と協議が必要

※追加の地質調査の結果等により、地盤対策が必要になった場合、事業費が増える場合がある。

iv 整備スケジュール

事業項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
・整備計画の作成 (競技協会等協議、 パブコ)の実施	■	■						
・総合計画実施計画 への搭載		■						
・基本設計、測量・ 地質調査			■					
・実施設計			■	■	■	■		
・用地取得				■	■	■	■	
・土木工事						■	■	■
・建築工事							■	■

vi その他

石巻市では、石巻総合運動公園内にある仮設住宅跡地に、2市1町（石巻市、東松島市、女川町）による、3種公認を目指した陸上競技場の建設を進めたいと考えている。

○所見

この度、施設の整備内容や建設候補地における整備課題の洗い出し等を行うための基礎調査業務が行われ、その報告書の概要が示された。

完成まで整備計画から8年を要し、総工費約25億円の陸上競技場が本当に必要なのか、議論が白熱した。

急速な少子高齢化時代に対応し石巻市は、女川町、東松島市と2市1町による建設を予定するなど広域利用に軸足を移した。登米市においても公共施設の在り方全体を通じ、極めて慎重な議論を要する事業と判断し、継続調査とした。

(3) パークゴルフ場整備事業について

○概要

パークゴルフ場の整備状況及び管理運営等について調査を行った。

①条例整備について

利便性や効率性の向上を図るため、パークゴルフ場、遊園地部分などを一つの条例とし、一体的に管理運営を行う。

なお、遊園地部分については、今後大型遊具の更新は行わないことや、遊具は維持管理経費の少ない簡易なもののみが必要最小限の施設とする方針であることから、より多くの利用者数が見込まれるパークゴルフ場を主施設と捉え、施設全体を教育財産として位置づけるもの。

②管理運営について

パークゴルフ場は、遊園地部分と一体的な管理運営を行うことで、指定管理者制度の導入の目的を達成することができる施設として位置づけられる。

オープン当初から指定管理者制度の導入が望ましい施設であることから、管理実績がないことなどを補完できるよう、工夫を入れながら導入を目指す。

教育委員会における指定管理制度導入の考え方

(1)基本的な考え方

新たに整備した施設については、概ね2年間程度の直営管理を行い、1年目に取得した管理データを基に、2年目に指定管理者募集の事務手続きを行い、3年目から指定管理者制度を導入することを基本とする。

(2)施設の特異性の考慮

次の施設については、その特異性を考慮し、共用開始時点から指定管理者制度を導入することができるものとする。

①一体型施設

設置目的や性質が異なる他の施設と一体的な管理運営を行うことで、指定管理者制度の導入の目的を達成することができる施設(例:パークゴルフ場)

②連携型施設

設置目的や性質が同じ他の施設と連携して管理運営を行うことで、指定管理者制度の導入の目的を達成することができる施設(例:新登米懐古館)

③その他、特異性が認められる施設(例:道の駅三滝堂)

③補償について

石越高森公園を平成30年度中休園としたことによる補償費については、以下のとおりである。

なお、顧問弁護士の指導を受けながら、補償費の積算においては、パークゴルフ場整備工事の遅れに起因する休園であることから、公共工事の施工による損失の補償の基準を定めた「公共用地の取得に伴う損失補償基準」により積算を行っている。

(ア) 市有施設の管理に係る休業補償

休園により、施設の管理内容が変更となり、管理に要する常時雇用職員数が5人から1人に減少するため、4人分の人件費を補償対象とする。

(イ) 自主事業に対する休業補償

自主事業において、休園しなければ見込めた収益や、休園中も固定して支出が予想される経費等を対象に補償を行うもの。

※補償の項目

区 分	
(1) 市有施設の管理に係る分	・従業員に対する休業補償 (社会保険料等固定費を含む)
(2) 自主事業分	・収益減への補償、固定的経費への補償 ・従業員に対する休業補償

○所 見

条例整備については、その案が示され、管理運営については、遊園地と一体的な指定管理者制度の導入を目指しており、その考え方が示された。

しかし、30年度中に工事により休園となる遊園地の補償費については、顧問弁護士の指導を受けながら積算した基準や金額との説明だが、金額の妥当性を判断する資料が不足している。自主事業と言う特殊性などこの事業状況の把握が今後の条例や管理運営の方法にも反映されるものと思われる。詳細説明が出来る資料の提出を求める。

教育民生常任委員会報告書（要点記録）

- 1 期 間 平成30年8月21日（火）午前10時00分～午後5時2分
- 2 場 所 登米市役所迫庁舎 第2委員会室
- 3 事件及び目的 議会による事務事業評価（委員会評価）について
- 4 出席者 委員長 八木 しみ子、副委員長 工藤 淳子
委員 岩渕 正弘、佐藤 千賀子、日下 俊、伊藤 吉浩、
中澤 宏、浅田 修、沼倉 利光
（市民生活部）部長 佐藤 浩、次長兼少子化対策専門監 加藤 均、
健康推進課課長 佐々木 秀美、
健康推進課課長補佐兼健康推進係長 佐藤 正人
国保年金課課長 伊藤 幸太郎、
国保年金課課長補佐兼保険給付係長 長谷 勝
（教育委員会）部長 大柳 晃、次長兼学校教育管理監 及川 幸男、
学校教育課課長 遠藤 貞、生き生き学校支援室室長 菅原 栄夫
（医 療 局）次長兼経営管理部長 千葉 勝範、
次長兼登米市民病院事務局長 佐藤 豊、
経営管理部総務課副参事兼課長補佐 武田 康博

（議会事務局）高橋 秀人

5 概 要

議会による事務事業評価（委員評価）について

教育民生常任委員会で選定した事務事業について、執行部から事業内容の説明を受け、質疑応答を行った。

その後、委員間討議を行い、委員（個人）評価を行った。

《事務事業評価対象事業》

- ① 健康づくり啓発事業「健康フェスティバル」（国保会計）
- ② 教育研究所運営事業
- ③ 医学生奨学金等貸付事業

教育民生常任委員会報告書（要点記録）

- 1 期 間 平成30年8月23日（木） 午前9時00分～午後0時00分
- 2 場 所 登米市役所迫庁舎 第2委員会室
- 3 事件及び目的 議会による事務事業評価（委員会評価）について
- 4 出席者 委員長 八木 しみ子、副委員長 工藤 淳子
委員 岩淵 正弘、佐藤 千賀子、日下 俊、伊藤 吉浩、
中澤 宏、浅田 修、沼倉 利光
(議会事務局) 高橋秀人
- 5 概 要

議会による事務事業評価（委員会評価）について

教育民生常任委員会で選定した3事業について、執行部からの事業内容説明を受け、質疑応答、委員間討議を行い、委員個人の評価を行った。

個人評価を集約し、委員間討議を行い、教育民生常任委員会としての評価と今後の方向性を導き出した。

《事務事業評価対象事業》

- ① 健康づくり啓発事業「健康フェスティバル」（国保会計）
- ② 教育研究所運営事業
- ③ 医学生奨学金等貸付事業

今後、全員協議会での全体共有、決算審査の審議、9月定期議会終了に行う委員間討議での意見を加味しながら、提案・提言内容について検討する。

議会による事務事業評価結果表

教育民生常任委員会

事業名	健康づくり啓発事業「健康フェスティバル」(国保会計)		
委員会 評価	問題がある	理由	<p>「健康づくり」というテーマは、市民ニーズが高い分野ではあるが、1,000人から1,200人程度の来場者実績では、そのニーズに応えているとは言えない。</p> <p>健康づくりの啓発を行っていく必要はあるものの、社会福祉協議会や農協においても、同趣旨のイベントは行っており、連携・協力していく方法もあるのではないかと。</p> <p>健康フェスティバル自体も、一過性のイベントに終わっており、マンネリ化は否めない状態にある。全体の来場者数はもちろん、各ブースの来場者数などのデータを集積・分析しないと、この事業の目標達成度の判断をすることは難しい。</p>
今後の 方向性	縮小・廃止	理由	<p>啓発事業の形態として、1か所に集める「イベント型」と、地域や学校に出向く「出前型」がある。どちらの方法が、本当に市民に対する啓発につながるのか検討する必要がある。また、対象者を市民全体としていることから、本当に国民健康保険特別会計で行う事業のままでいいのか再考する必要があるだろう。</p> <p>一度、イベント型としての事業を見直し、地域に密着した出前型の事業へと移行するべきではないかと。その方が、健康づくりの啓発として、地域への波及効果も期待される。また、その際は各部横断的連携体制のもとに行われることが望ましい。</p>

事業名	教育研究所運営事業		
委員会 評価	問題がある	理由	<p>教育研究所の目的や役割はもちろんのこと、その存在すら市民には認知されていない。児童・生徒の学力向上や教師の資質向上に対するニーズはいつの時代もあるが、それは教育研究所に対してのニーズ、期待とは違う。</p> <p>教育研究所は県内においては、登米市を除くと、仙台市と栗原市のみの設置となっているが、設置していない市町村においても学力向上が図られており、必ずしも市が設置する必要はない。</p> <p>組織形態としても、研究所の全職員が非常勤職員では、職員の責任感も薄れ、教育委員会との一体感も醸成されないであろう。</p>
今後の 方向性	縮小・廃止	理由	<p>教育委員会のほか、教育事務所、教育研究所とあるが、それら組織の連携が図られていないところで、その効果を期待するのは難しい。</p> <p>人件費を含め、およそ1千万円の予算に対して、その効果は残念ながら表れていない。</p> <p>現場に課題があり、解決方法もまた、現場にあると考える。そこで、学校中心、校長中心の中で、教育委員会はそのファシリテーターとして機能する仕組み作りに予算を費やしてはどうか。</p>

事業名	医学生奨学金等貸付事業		
委員会 評価	問題がある	理由	<p>地域医療を守るため、自治体病院のあり方は、関係者はもちろん、市民が一体となって関わるべき課題である。</p> <p>医師になるため、医学生にとって奨学金制度は必要な制度であり、その役割を市が担う必要は十分にある。</p> <p>しかし、登米市における医師確保対策としての当制度を利用した勤務医は0人という現状から、奨学金制度自体の検討よりも、まずはその現状を生み出している原因を特定し、対策を講じることが先決と考える。</p> <p>医師確保には、財政的な支援も必要だが、病院自体の魅力づくり、機能強化も必要である。</p>
今後の 方向性	改善	理由	<p>自治体病院を取り巻く国の制度などが、時代の移り変わりとともに変化していく中で、それに合わせる形で病院自体も変わっていかねばならない。大崎市民病院や石巻赤十字病院など広域的な連携を図っていくことも対策の一つとなるだろう。</p> <p>残念ながら、現在は医師確保対策としては期待する効果が表れていないが、看護師確保対策としては一定の成果が挙げられている。</p> <p>このことから、「医学生奨学金等貸付事業」は、制度を改正し、看護師奨学金貸付制度のみに特化することとして、医師奨学金貸付制度に要する経費については、違う形での医師確保対策へと振り向けるべきだと考える。</p>

教育民生常任委員会報告書（要点記録）

- 1 期 間 平成30年8月27日（月） 午前10時00分～午前11時45分
- 2 場 所 宮城県議会庁舎 5階 第4特別委員会室
- 3 事 件 第7次宮城県地域医療計画について
- 4 参 加 者 委員長 八木 しみ子、副委員長 工藤 淳子、
委 員 岩渕 正弘、佐藤 千賀子、日下 俊、伊藤 吉浩、中澤 宏、
浅田 修、沼倉 利光

(宮 城 県) 保健福祉部
医療対策課長 千葉 幸太郎、
医療対策課医療政策専門監 遠藤 圭
医療人材対策室長 石川 佳宏、
医療人材対策室主幹 小野 裕史、
議会事務局
議事課主任主査 遠藤 宏美

(議会事務局) 主事 高橋 秀人
- 5 概 要 別紙のとおり
- 6 所 見 別紙のとおり

第7次宮城県地域医療計画について

○概要

第7次宮城県地域医療計画及び医師確保・定着に向けた取り組みについて、石巻・登米・気仙沼医療圏を中心に、本市に関連する事項について調査を行った。

第7次宮城県地域医療計画

石巻・登米・気仙沼医療圏

①人口等

石巻・登米・気仙沼医療圏は、石巻市、気仙沼市、登米市、東松島市、女川町及び南三陸町の4市2町で構成される。圏域の人口は約35万2千人（平成27年国勢調査）で、東日本大震災前（平成22年国勢調査）と比較すると、9.3%（36,299人）減少しており、他の圏域と比較しても特に減少が顕著となっている。また、年少人口の割合は11.5%、生産年齢人口の割合は57.4%と、県内の医療圏の中で最も低く、一方、高齢化率は31.1%と最も高いことから、最も少子高齢化が進んでいる医療圏である。

面積は1,753.3km²、人口密度は201.0人/km²となっている。

②患者動向等

入院患者の受療動向を見ると、住民の25.7%が圏域外の医療機関に入院しており、仙台医療圏への流出が17.6%、次いで大崎・栗原医療圏への流出が8.1%となっている。一方、圏域内の医療機関への入院患者については、5.2%が圏域外からの流入患者となっており、隣接の大崎・栗原医療圏からの流入が2.5%と最も多い状況となっている。

【石巻・登米・気仙沼医療圏の入院患者の動向】

圏域内住民の医療圏別入院動向 (%)		圏域内医療機関への医療圏別入院動向 (%)	
仙南医療圏	0.0	仙南医療圏	0.0
仙台医療圏	17.6	仙台医療圏	0.8
大崎・栗原医療圏	8.1	大崎・栗原医療圏	2.5
石巻・登米・気仙沼医療圏	74.3	石巻・登米・気仙沼医療圏	94.8
県外	不明	県外	2.0

出典：「平成28年度宮城県患者調査」

※端数処理を行っているため、合計が100%にならない場合がある。

③医療提供体制の状況等

病院は22あり、一般病床数200床以上の病院は石巻赤十字病院、国立療養所東北新生園、登米市立登米市民病院、気仙沼市立病院の4病院がある。人口当たりの一般診療所及び歯科診療所の数は県平均を下回っている。

【石巻・登米・気仙沼医療圏の医療機関数（人口10万対）】

区 分	病院	一般診療所	歯科診療所
石巻・登米・気仙沼医療圏	6.3	61.3	38.6
県	6.0	71.3	45.9

出典：「平成28年医療施設（動態）調査」（厚生労働省）

※人口10万対の算出には、「宮城県推計人口」（平成28年10月1日現在）を用いている。

医療従事者数については、人口当たりの医師数、歯科医師数及び薬剤師数、看護師数が県平均より少なく、病院勤務リハビリテーション専門職数のみが県平均よりも多くなっている。

【石巻・登米・気仙沼医療圏の医療従事者数（人口10万対）】

区 分	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	病院勤務リハ 専門職
石巻・登米・気仙沼医療圏	158.3	54.1	151.4	748.6	93.4
県	242.6	82.3	229.8	821.4	77.4

出典：「平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査」、「平成28年度衛生行政報告例」（隔年報）、
「平成28年病院報告」（厚生労働省）、「保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務
従事者届」（平成28年12月31日現在）

※人口10万対の算出には、「人口推計」（平成28年10月1日現在）（総務省統計局）、
「宮城県推計人口」（平成28年10月1日現在）を用いている。

初期救急医療は、石巻市夜間急患センターが翌朝まで診療しており、休日日中は各地区で在宅当番医制により対応している。二次救急医療は、病院群輪番制と救急告示医療機関が担っているが、登米地域では二次救急機能を十分に備える医療機関は、登米市立登米市民病院のみであることから、他地域の救急医療機関との連携によって補う必要がある。三次救急医療は、沿岸北東部で唯一の救命救急センターを擁する石巻赤十字病院が担っている。離島における救急搬送については、平成28年度に運航が開始されたドクターヘリのほか、民間船の借上げにより対応している。

周産期医療について、圏域内では地域周産期母子医療センターである石巻赤十字病院と気仙沼市立病院の他3診療所が産科を担っている。産科医療資源が不足しているため、産科セミオープンシステム等で連携している。

宮城県における医師確保・定着に向けた取組

①医師確保・定着対策

○地域医療を担う中高生・医学生向け事業

- ・ 地域医療を志す中高生を対象に、体験学習や病院見学など、医学部や看護師養成校への志望や進学のもち付けを図る取組を行っている。（医師・看護職員共通）
- ・ 地域医療を志す医学生を対象に、被災地等での医療体験実習や県内医療機関への訪問など、地域医療への理解を深めるセミナー等を開催している。

○ドクターバンク事業

- ・ 広く全国から医師を募集し、県職員として採用の上、県内自治体病院等に派遣するもので、事業の特徴としては、勤務期間3年を一単位としており、うち最後の1年間は有給研修を保障するもの。

○ドクターキューピット事業（無料職業紹介事業）

- ・ 県内自治体病院等の求人情報と、医師の求職情報を登録し、県が無料で病院紹介から勤務に至るまでのあっせんを行う地域医療医師登録紹介事業を実施している。

○自治医科大学関係事業

- ・ 全都道府県が共同で設置している「学校法人自治医科大学」（栃木県下野市）の県内出身卒業生を9年間（義務年限）、県内の医療機関に配置している。

○学生修学資金等貸付事業

- ・ 将来、県内の医療機関等に勤務しようとする医学生を対象に、修学資金を貸し付け、知事が定める指定医療機関等において、一定期間勤務した場合には、貸付金の返済を免除することで、県内における医師の確保と定着を図るもの。

○新設医学部（東北医科薬科大学医学部）との連携・支援

- ・ 将来、県内の医療機関等に勤務しようとする東北医科薬科大学医学生（修学資金A方式・宮城県枠）を対象に、県では東北医科薬科大学と連携し東北地域医療支援修学資金（宮城県／30人）を創設し、県内における医師の確保と定着を図るとともに、新キャンパス整備のための医学部教育研究施設建設に対し、財政的に支援を行った。

○特定診療科の医師育成・確保事業

- ・ 医師不足の診療科（小児科、産科・産婦人科）の医師が県外から転入し、県内医療機関で勤務する場合に奨励金を交付する事業を実施し、県内への定着を図るほか、東北大学等における医師の育成を支援している。

②環境整備

○臨床研修医合同研修会・短期海外研修会

- ・ 県内医療機関への定着に向け、魅力ある研修環境を構築するため、県内の臨床研修医等を対象に、出身大学や研修先病院の枠を超えて臨床研修医同士が研鑽、交流できる機会を提供する合同研修会を開催している。また、グローバルな視点を踏まえた地域医療に従事する研修医のキャリア形成等を支援する短期海外研修を実施している。

○専門医を目指す医師のキャリア形成支援

- ・ 修学資金貸与医師等の若手医師が地域の医療機関に勤務しながら、専門医取得などのキャリアアップが図れるよう、個別面談等を実施し、支援している。

○女性医師等就労支援事業

- ・ 女性医師の当直や休日勤務に係る代替医師の人件費相当分を補助及び復職を希望する女性医師への復職研修に要する指導医経費の支援を行うことで、女性医師が出産から育児の期間を通じ、働きやすい勤務環境を整備し、離職防止を図る目的として支援するもの。

○勤務環境改善事業（医師・看護職員共通）

- ・ 医師や看護師が健康で安心して働くことができる環境整備を促進するため、医療勤務環境改善支援センターを設置し、勤務環境改善に係る周知・啓発・相談対応等の支援を行っているほか、院内保育所の整備や運営の補助を行っている。また、医師や看護師等の業務負担を軽減する医療業務補助者の配置補助を行っている。

宮城県内の臨床研修病院概要

No.	病 院 名	病床数	医師数 (常勤)	指導医数	平成29年度	
					募集定員	研修医 在籍数
1	みやぎ県南中核病院	310 床	68 名	40 名	9 名	9 名
2	東北労災病院	548 床	99 名	48 名	10 名	10 名
3	東北大学病院	1,225 床	754 名	282 名	39 名	23 名
4	JCHO仙台病院	428 床	67 名	19 名	3 名	2 名
5	仙台厚生病院	409 床	103 名	35 名	10 名	3 名
6	東北公済病院	385 床	62 名	30 名	4 名	4 名
7	仙台医療センター	698 床	137 名	91 名	19 名	15 名
8	東北医科薬科大学病院	466 床	179 名	117 名	10 名	7 名
9	仙台オープン病院	330 床	77 名	39 名	6 名	5 名
10	仙台市立病院	525 床	119 名	70 名	17 名	16 名
11	仙台赤十字病院	389 床	77 名	41 名	4 名	4 名
12	仙台徳洲会病院	315 床	26 名	11 名	2 名	1 名
13	坂総合病院	357 床	69 名	38 名	11 名	10 名
14	総合南東北病院	271 床	33 名	21 名	2 名	2 名
15	大崎市民病院	500 床	127 名	58 名	19 名	16 名
16	栗原市立栗原中央病院	300 床	28 名	14 名	3 名	2 名
17	石巻赤十字病院	464 床	145 名	71 名	12 名	12 名
18	気仙沼市立病院	340 床	56 名	29 名	6 名	5 名
19	東北医科薬科大学 若林病院	—	—	—	—	—
	計				186 名	146 名

※「病院概要」の内容は、「宮城県臨床研修病院ガイドブック2018」の該当部分を抜粋している。
 ※「研修医在籍数」は、平成30年4月1日現在の数で、当該年度に初期研修を開始する数（初期研修1年目医師数）を表している。

【参考】

病 院 名	病床数	医師数 (常勤)	指導医数
登米市民病院	258 床	18 名	5 名

※「登米市民病院」の「医師数（常勤）」及び「指導医数」は平成30年6月に電話確認した内容を表している。

【質疑応答概要】

◎ 登米診療所が休診となったことに対する執行部の説明は、「県から医師が派遣されなかったことによる」というものであった。医師派遣について登米市がどれだけ県に強く働きかけたのか、その辺りについて教えていただきたい。

⇒ 登米診療所は、宮城県ドクターバンク事業で採用した先生が退職された。ドクター

バンク事業は3年間を一つの期間として行っている事業である。これは当事業を活用するときから、2年間の勤務、3年目には研修ということは説明させていただいた。

我々も配置できる医師が限られている。申し訳ない気持ちもあるが、そこを分かっていたのであれば、登米市でも前もって講じる手立てがあつたのではないかとも思う。

登米市の医師不足については、ヒアリングも行い、要望にも来ていただいているので状況は把握している。なので、全国の医師からドクターバンク事業等について問い合わせがあれば、登米市に配置できるよう取り組んでいる。

◎ 登米市民病院では、平成29年度決算において不良債務が発生している。県内で他に不良債務が発生している病院があるか。

登米市民病院は医業収益に対する不良債務の割合が10%を超えている。そのような病院は他にあるか。

⇒ 県として把握しているのは登米市民病院だけである。

◎ 現実的に今の登米市の財政状況のなかで、病院が建てられるのか。県では、どのように考えているか。また、病院の移転・新築については相談があつたか。

⇒ 病院の機能を強化したいという話は以前から聞いているが、移転・新築、病床数といった具体的な相談はない。

ただ、病院を建て替えるとなつた場合、どういった補助制度であつたり、または起債であつたり、社会資本整備総合交付金もそうだが、どういったものが望ましいか助言して欲しいと言われている。

なので、今はどういった財政支援制度があるか、そういったものを検討されている段階なのかと思っている。

県としてどう考えるかということだが、建設資金と、開院後の維持経費の二つで考えるべきだと思っている。これから少子化が進んでいく中で、40年というスパンで新しい病院を維持していかなければならない。今後の維持を見据えた時に、どの程度の財政負担まで可能なのか。そちらの方が建設資金よりも問題になるのではないか。

箱物の議論も大事だが、まずはどう運営していくのか、医療機能のあり方を決めていただき、その後に、施設はどうするか、どのくらいの病床数にするのか、といった順番で検討しなければならないのではないか。

◎ 登米市民病院は258床で、18名の常勤医師数、5名の指導医数というのは、現実としてどのような状況なのか。

⇒ 一般論的な話になるが、国の指定は厳しいものがある。その中で、登米市民病院は指導医が5名と非常に少ない。これでは、仮に臨床研修病院の指定を受けたとしても、臨床研修医が集まらないということもあり得る。

指導医も県で何とかして欲しいと言われても難しいので、病院として、指導医の資格

を取らせるための研修を集中させるとか、あるいは県内外様々な方面に声がけするなどして、頑張ってもらおうほかない。

○所見

平成29年度病院事業会計決算状況は医師不足が起因し、不良債務がおよそ7億5千万円、資金不足比率が12.7%となり、地方債の借りに制限を受け、県の許可を受けなければ発行することができない。資金不足が発生しているのは県内では登米市民病院だけの状況であった。

県は、3病院の在り方について、集約化を目指すのか、黒川地域のような指定管理の方法を目指すのかが課題と助言している。県の回答には重いものがあると感じた。

登米市病院事業中長期計画では、計画期間中に病院事業を取り巻く環境が大きく変化することを想定し、必要に応じ、「経営形態の見直しと民間活力の導入を検討する。」と記述している。

今回の調査を踏まえ、登米市の病院運営、医療機能の在り方について、市、議会はもちろんのこと、市民とともに議論することが早急に必要と考える。